

橋本市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに橋本市に意見書を提出することができる。

令和7年11月7日

橋本都市計画下水道施行者 橋本市
上記代表者 橋本市長 平 木 哲 朗

- 1 都市計画の種類
橋本都市計画下水道（橋本市公共下水道）
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
橋本市の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
橋本市役所 上下水道部 下水道課
- 4 縦覧期間
令和7年11月7日（金）から令和7年11月21日（金）まで